

令和7年度

漁業取締船「せんば」の一般修繕

仕様書

徳島県農林水産部漁業管理調整課

漁業取締船「せんば」の一般修繕仕様書

第1 総 則

1 趣旨

令和7年度に実施する漁業取締船「せんば」(以下「本船」という。)の一般修繕(以下「修繕」という。)の内容及び受注者が遵守すべき事項を定める。

2 修繕期間

令和7年12月8日から同年12月19日まで。

3 注意事項

- (1) 受注者は修繕の実施に当たり、関係法令、契約書及び仕様書の規定に従うと共に、監督職員の指示によるものとする。
- (2) 受注者は、修繕の実施に当たり、疑義ある事項が発生した場合は、監督職員と協議し決定すること。
- (3) 受注者は、修繕の一部を他の者に委託する場合、事前に当該業務の項目及び他の者の名称、事務所の所在地等について監督職員に報告し、承認を受けること。
- (4) 修繕は、土曜日、日曜日は作業を行わない。ただし、天候等やむを得ない事由によるものとして監督職員が了承した場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は追加修繕を行う必要があると判断される場合は、監督職員の承認を得た後に施行すること。なお、追加修繕に係る費用については、発注者と受注者で協議する。
- (6) 受注者は、船体、機器、その他具の所有物を損傷しないよう、必要な予防措置を講ずること。
- (7) 受注者は、修繕の実施に関し船体等の損傷又は機器等の異常を発見したときは、監督職員に必ず報告し、その指示を仰ぐこと。
- (8) 常に使用するドック及びその周囲の整理・清掃を励行し、本船及び本船職員の危害防止に配慮すること。
- (9) 修繕に伴い発生した全ての廃棄物は、受注者の責任において法令に基づき適正に廃棄処分すること。
- (10) 第2の各修繕終了後は、監督職員の立会いにより完了検査に合格すること。
- (11) 修繕期間中、造船所内における船体、機器、交換用部品、その他属具の管理は受注者側で行うこと。

4 提供品等

- (1) 修繕期間中は、本船に電機及び水を供給すること。
- (2) 受注者は、本県職員が受注者所有の工具等を必要とするときは、当該工具等を提供するものとする。

5 使用する材料

- (1) 本修繕に使用する交換部品及び材料については、県支給品として本仕様書に明記されているものを除き、すべて受注者がその費用で手配するものとする。
- (2) 本修繕に使用する交換部品及び材料は新品とし、JIS規格品又は同等以上に良質で、傷や欠陥のない物を使用すること。

6 損失補償

発注者又は機関部受注者の責めに帰する場合を除き、修繕中に発生した事故等により損害が発生した場合は、受注者が一切の責任を負い、受注者が自らの費用負担により補修又は損失を補償すること。

7 動作テスト及び海上試運転

- (1) 受注者は、第3の各修繕終了後は、監督職員が立会いの上、動作テストを行い正常な状態に復旧したことを確認すること。
- (2) 受注者は、全修繕終了後は、業務に携わった職員が立会いの上、修繕の完了を監督職員とともに確認すること。

8 完成報告

受注者は、写真記録等を添付した完成報告書2部を監督職員に提出すること。

なお、各修繕の実施状況を明らかにするため、各内容ごとに、修繕前・修繕中・修繕後の写真を監督職員に提出すること。

第2 修繕内容（船体部）

1 船体入出渠及び上下架

- (1) 下架時においては、ドックマスター乗船のもと、一般配置図及び入渠要領を参考にすると共に安全確実に実施すること。
- (2) 船底突出部に注意し、上架に際しては潜水夫を従事させること。上架時は、船底突出部、船首尾構造物、船底発信器等を特に注意し架台を配置すること。
- (3) 盤木と船体の間には荷重が一樣にかかるようにすること。
- (4) 盤木を設置する場所は、最初に盤木と接触する位置を主機関桁下面とし、集中荷重を受ける盤木の面積をできる限り増加させること。
- (5) 上架後、監督職員と共に船底部の現状確認を行うこと。
- (6) 昇降階段及び検査・整備に必要な足場を設置すること。
- (7) 船体及び船内、通路等は監督職員の指示による養生・清掃を行うこと。
- (8) 下架時、船体上部のシャボン洗いを行うこと。
- (9) 下架時、浸水、漏水の確認をすること。

2 塗装（船底・船側・舵等・プロペラ、軸研磨含む）

塗装は第3の塗装要領によること。

塗料は中国塗料株式会社製を使用し、12ヶ月仕様とすること。

3 アルミ陽極板の交換

- (1) トランザムのアルミ陽極板8枚を新替すること。
[200mm×100mm×20mm]
- (2) シーチェストのアルミ陽極板4枚を新替すること。
[150mm×75mm×20mm]
- (3) 舵のアルミ陽極板2枚を新替すること。
[150mm×75mm×25mm]

4 一般修繕

- (1) 推進器1基の整備、（予備プロペラ受検及び陸送費含む）
下記のイからケについては、推進器メーカーによる補修をすること。
ア プロペラの取り外し及び復旧（復旧は予備プロペラを取り付け）
イ ダメージ状況調査
ウ 曲がり直し

- エ 肉盛り溶接（欠損部負圧面側キャビテーション・エロージョン部）
- オ 整形（溶接補修部等）
- カ 全翼研磨
- キ カラーチェック検査
- ク ピッチ計測
- ケ ダイナミックバランステスト
- (2) 持ち運び式泡消火器
ヤマト SF-10P 4本薬剤交換
- (3) 冷蔵庫新替
MITSUBISHI 社製
型式 MR-P17K カラーH（グラントアンバーグレー）

一般修繕（機関部）

- 1 主機関・補機関冷却清水交換に伴うビルジ陸揚げ処理（船底掃除含む）約400リットルを許可業者により処理し、陸揚げ証明書を提出すること
- 2 主機関・補機関の潤滑油交換、廃棄物処理等含む。（すべてペール缶）
 - (1) 昭和シェル石油 リムラオイル R6LM10W-40 300リットル
 - (2) 昭和シェル石油 ガデニアオイル30 60リットル
許可業者により処理し、陸揚げ証明書を提出すること

第3 塗装要領

塗装は、箇所について監督職員と十分協議の上、天候、気温、湿度、塗装間隔、注水時間などを考慮して実施すること。

また、塗装の際は監督職員の承諾を得ること。

入渠後、船体を清水高圧洗浄により水洗いし、付着した貝殻、海藻、油脂その他汚れや海塩粒子などを十分除去すること。

洗浄後は清掃を行い、船体内外において養生を行うこと。

不良塗装面・剥離箇所・発錆部については、ディスクサンダー、バフ、スクレッパー、ピッチングハンマー等を使用し十分研磨を行うこと。

研磨後は速やかに清掃（シンナー拭き）を行い、十分乾燥させたうえで、錆・塵を塗り込まないように塗装を行うこと。

非塗装部については完全な保護（養生）を行い、塗装しないこと。

船底シーチェストプレートは取り外し、整備、内部も整備清掃し、指定塗料塗装のうえ復旧すること。

船底部（船底外板、プロペラ・プロペラ軸部、舵部、シーチェスト及びシーチェストプレート）

【合計塗装面積約270㎡】

ALP500・バンノー500N	タッチアップ2回
シーフロンティアSピンク	オールペン1回
シーフロンティアSレッド	オールペン1回
ペラクリンセット	指定個所1回

外舷部

【合計塗装面積85㎡】

ALP500・バンノー500N	タッチアップ2回
ユニマリン白色	オールペン1回

排気管部

【合計塗装面積 3 m²】

シリコンタイネツプライマー オールペン1回

シリコンタイネツシルバー オールペン1回

諸記号塗装（船名、船籍港、満載喫水線、喫水マーク、乾舷マーク）

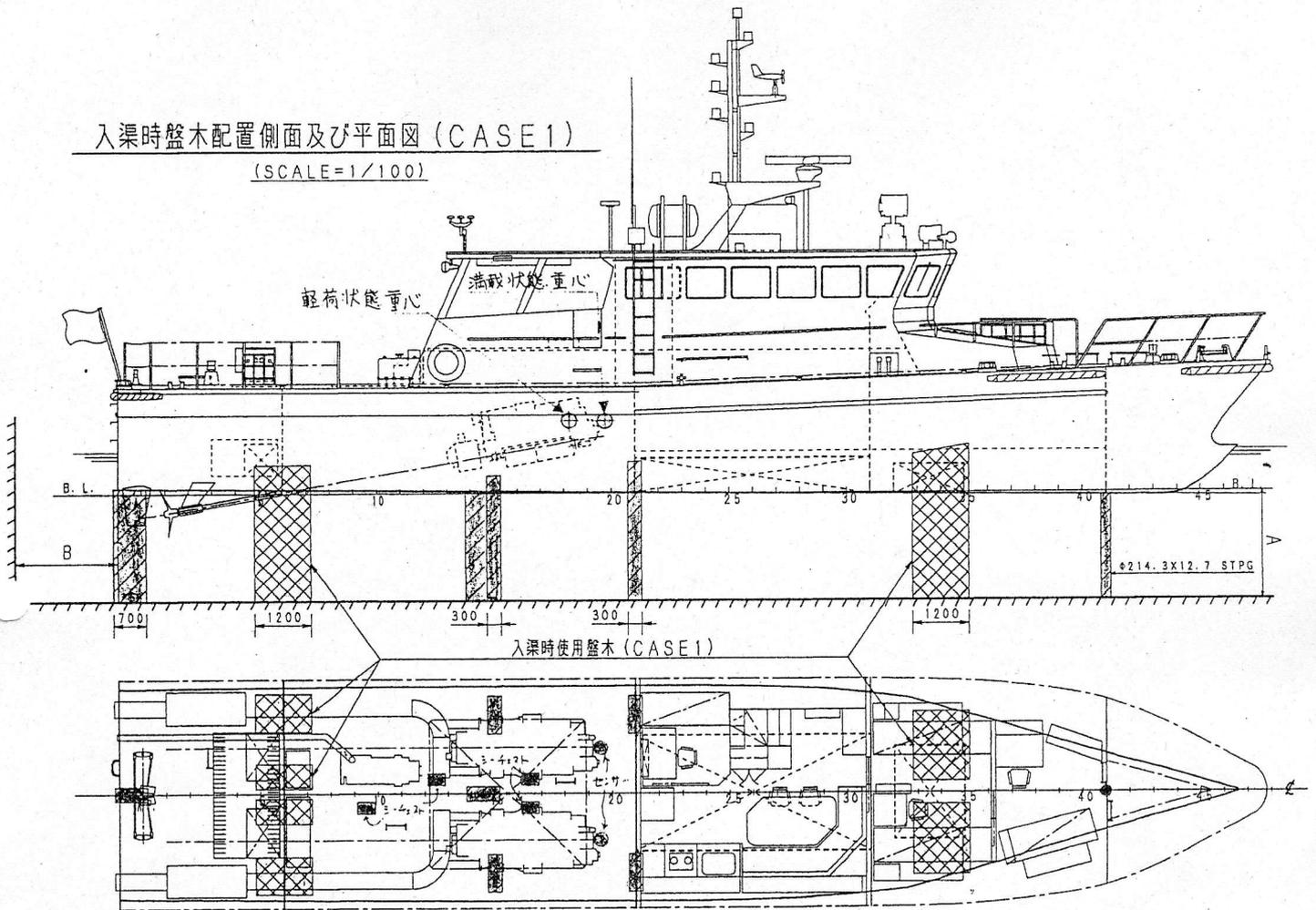
【合計塗装面積 2 m²】

黒色エバマリン（船名、船籍港表示）

黒色A/Fマリンスター（満載喫水線、喫水マーク、乾舷マーク）

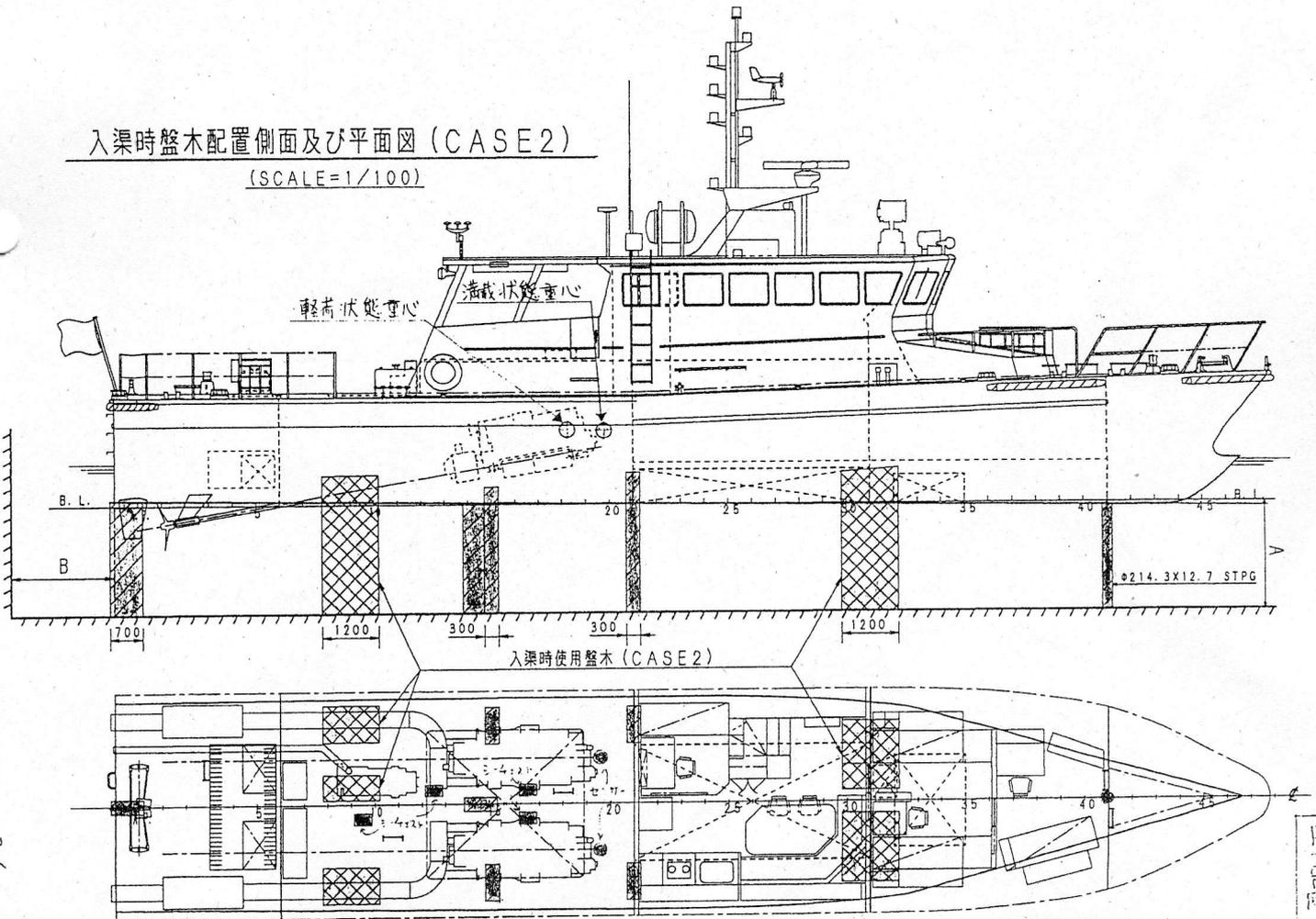
入渠時盤木配置側面及び平面図 (CASE1)

(SCALE=1/100)



入渠時盤木配置側面及び平面図 (CASE2)

(SCALE=1/100)



TH1812-2DC6B01-2/

1/100